

北上市訓令第10号

市長部局

北上市特定事業主行動計画策定等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月26日

北上市長 八重樫 浩文

北上市特定事業主行動計画策定等検討委員会規程の一部を改正する訓令

北上市特定事業主行動計画策定等検討委員会規程（平成17年北上市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3 [略]	第3 [略]
2 [略]	2 [略]
3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てるほか 、市職員のうちから市長が任命又は委嘱する。 (1) <u>財務部財政課長</u> (2) <u>生活環境部市民課長</u> (3)・(4) [略]	3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てるほか 、市職員のうちから市長が任命又は委嘱する。 (1) <u>財務部資産経営課長</u> (2) <u>まちづくり部地域づくり課長</u> (3)・(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和7年9月26日から施行する。